

令和元年度 第6回青梅市子ども・子育て会議 会議録

会議の概要

開催日時	令和2年1月9日(木)
開催場所	青梅市役所204会議室
出席者	<p>委員</p> <p>奥田晃久(明星大学特任教授)                  青木まゆみ(市民委員)                  嶋崎雄幸(嶋崎税務会計事務所副所長)                  山崎克己(青梅商工会議所地域振興部長)                  岩浪良夫(青梅市保育園理事長会会長・上長渕保育園理事長)                  宮川美子(青梅梨の木保育園園長)                  塩野治(青梅私立幼稚園協会副会長・ねむのき幼稚園園長)                  増田優子(青梅市立今井小学校校長)                  空野竜雄(株式会社モアスマイルプロジェクト事業担当)                  川野薫(特定非営利活動法人子どもと文化のNPO子ども劇場西多摩常任理事)                  関山利行(青梅市民生児童委員合同協議会理事)</p>
	<p>事務局</p> <p>渡辺(子ども家庭部長)                  加藤(子育て推進課長)                  木村(子ども家庭支援課長)                  太田(子育て推進課子育て推進係長)                  飛沢(子ども家庭支援課支援係長)</p>
欠席委員	野口翔平(市民委員)
議事	<p>○ 諮問 特定教育・保育施設の利用定員の設定について</p> <p>○ 報告事項</p> <p>(1) 12月議会において議決された条例について</p> <p>○ 協議事項</p> <p>(1) 第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の答申書(案)について</p> <p>(2) 認定こども園の利用定員の設定について(諮問)</p>
傍聴人数	0人
配布資料	<p>会議次第</p> <p>資料1 12月議会において議決された条例について</p> <p>資料2 第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画</p> <p>資料2-1 第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画(素案)のパブリック・コメント実施結果</p> <p>資料2-2 答申書(案)</p> <p>資料3 認定こども園への移行について</p> <p>資料3-1 周辺地域における人口推計について</p>

議事要旨（口述筆記ではなく、発言の趣旨をまとめたものである。）

発言者	発言要旨等
事務局	令和元年度第6回の青梅市子ども・子育て会議を開催する。青梅市子ども・子育て会議条例第5条第2項により、定足数に達しているため本会議は成立していることを報告する。また、議事録作成のため本日の会議も録音させていただく。
事務局	以後の議事進行は会長に任せる。
会 長	議事に沿い進行する。3. 諮問について、事務局から説明を求める。
事務局	協議事項にあるとおり、認定こども園の利用定員の設定について、諮問を求めるもの。このことから会長に対し諮問書を渡す。 市長は公務のため、代理が渡す。
	諮問書を会長に渡す。
会 長	それでは諮問については、後ほど協議事項で協議する。次に4. 報告事項（1）12月議会において議決された条例について、事務局から説明を求める。
事務局	12月議会において2件の条例が議決されたので報告する。1つ目は青梅市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例で、一部改正を行い所要の規定を整備するものである。主な変更点は、市町村民税所得割合算額が、基準金額未満であるものからは副食費を徴収しないとされたことから、特定教育・保育施設は当該費用を受領しない旨の規定を定めるものと、特定地域型保育事業者における連携施設の確保を猶予する経過措置期間を5年延長し、10年とするものである。 また、2つ目は青梅市子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第4条に規定する児童福祉法第59条の2第1項に規定する施設に関する経過措置に関する条例であり、国の指導監督基準に満たさない認可外保育施設については無償化の給付費支給の対象から除外するものである。
委 員	認可外保育施設が無償化の対象となることから、質の確保等の観点において、一定の基準を満たさない認可外保育施設が除外される条例が制定されたというのは良かったのではないかと。多額の税負担により実現された無償化であるので、安易に広く適用されるのではないよう適正に運用をお願いしたい。
会 長	次に、5. 協議事項（1）第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の答申書（案）について事務局から説明を求める。
事務局	第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の答申書（案）について説明する。今回協議いただきたい点は大きく分けて2点ある。 1点目は、前回の会議までの議論で第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の概要がまとまったため、昨年11月15日から11月29日までの間でパブリック・コメントを実施した。その結果1人から4件の意見があった。この意見については、市の考え方を後日ホームページにて公表するため、この意見を受けて本計画に一部修正の必要があるかどうか、また、ホームページで公表する際の市の考え方について案を作成したので協議いただきたい。 2点目は、パブリック・コメントの実施結果について協議した後に、計画の全

	<p>体像について改めて確認し、次回2月6日の第7回子ども・子育て会議において、計画の内容にかかる協議結果を市長に答申する予定であるため、その答申内容について協議いただきたい。</p> <p>それでは、詳細について説明する。<a href="#">資料2-1</a>をご覧ください。</p> <p>前回の会議でお知らせしているとおり、11月15日から29日までの間でパブリック・コメントを実施した。実施に当たっては、「広報おうめ、市ホームページ」で周知したほか、閲覧場所として「各市民センター、中央図書館、子育て支援センター、障がい者サポートセンター、市役所2階行政情報コーナー等」において事業計画案および意見用紙を設置した。その結果1名から4件の意見をいただいた。この実施結果については、ホームページで市の考え方を付して公表することとしている。</p> <p>つづいて、厚い冊子となっている<a href="#">資料2</a>と<a href="#">資料2-2</a>答申書（案）をご覧ください。前回との主な変更点だが、2枚目の目次の前に「子どもの権利条約」を新たに盛り込んだ。また、139ページ以降に資料編として計画策定にかかる各種資料を追加した。資料編には関連法や条例、設置要綱、計画策定の経過、委員名簿等の掲載をした。その他としては、文言の修正や整理を行った。</p> <p>それでは、<a href="#">資料2-2</a>をご覧ください。答申書（案）であるが、本計画はこれまでの既存の事業計画を検証し、昨今の子どもや子育て世代を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和2年度から令和6年度までの5年間を第2期計画としてまとめたものである旨が記載されている。一方、令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化に代表されるよう、子ども・子育てにかかる諸施策はその時々々の市民ニーズに対応して変化することが見込まれるとともに国や都の新しい施策などの動向も十分に注視していく必要があることから、必要に応じて適正に見直すよう配慮する旨の付帯意見を付している。次回の会議において、市長に対し答申する内容について、本答申（案）としてよいか協議を願いたい。</p>
会 長	それでは、大きく分けて2点の協議内容があるため、はじめに1点目のパブリック・コメントの実施結果から協議する。パブリック・コメントを踏まえて、計画内容に一部修正が必要かどうか、また、ホームページで公表する考え方について意見はあるか。
委 員	一つ目の意見について、パブリックコメントの要旨がここに記載されているとのことだが、原文はどうなっているのか。
事務局	事務局より原文を読み上げる。
委 員	要旨であるため、原文をもとに意見の提出者が言いたいことを要約してあげるような書き方がわかりやすいのではないか。
委 員	子ども自身の意見や考え方を収集するのは難しいとは思いますが、子ども自身はどうしてほしいのか、どう育ちたいのかという視点は忘れてはならない。
事務局	ニーズ調査の目的が国の定める13事業の量の推計を主な目的として実施しているため、未就学児および小学生の保護者が対象となっている。
委 員	子ども・子育て支援法なので、「子ども支援」であり「子育て支援」でもある

	ということは認識しておいていただきたい。
事務局	子育て世代や子育てする保護者側だけの意見ではなく、子ども自身の考え方という視点も常に持っていくことが重要であると考えている。
会 長	青少年活動であるが、積極的に意見を言いたい方の意見を取り入れていくためにも、青少年対策地区委員会を効果的に活用して事業展開していくというように表現を検討してはどうか。
事務局	青梅市では11地区において青少年対策地区委員会が設けられており、地域の方がボランティアで事業を行っていただいている。この委員会を効果的に活用して事業展開を図ってまいりたい。
委 員	私自身、青少年対策地区委員会のメンバーであるが、ここで言う基本的な計画を立てて活動するとまでは至っていないのが現状ではあるが、地域の子どもたちのためにいろいろな行事を行っている。子どもから高齢者の方まで参加できるように取り組んでいるところである。
委 員	意見の4つ目の「その他」の部分は、市では広報やホームページだけでなく、子育てアプリやSNSでも発信していることから、他の方法でも発信しているという回答の方が、この意見を出した方の期待に応えられるのではないかと。
事務局	イベントや事業の広報については、委員の指摘のとおりいろいろな方法で発信を図っているので、表現の仕方を検討する。
委 員	意見の3つ目の自然環境を活かした子育て環境づくりについて、ボランティアの方たちに担っていただくのに対して、高齢化や担い手不足などは課題であると思うので、事務局のようなものが立ち上がれば運営も安定していくのではないかと。
委 員	川遊びや山遊びなどの自然環境を活かした遊びは、私達が子どもの頃はどの地域でも当たり前のように遊んでいたと思う。今は安全面とかを考慮すると難しい部分もあるのではないかと。
会 長	つづいて、2点目の答申書（案）について、協議する。次回の会議で答申するに当たり、意見はあるか。
会 長	いろいろな計画や国の施策の動向などを反映させる必要があることから適正に見直すようあり、いくつかプランや大綱の例が掲載されているが、「新しい社会的養育ビジョン」も児童福祉法の改正により国から発出されたビジョンであるので、その方向性だけでも加えたらどうか。
事務局	加える方向で調整する。
会 長	それでは、資料2計画の本文について、何か意見あるか。
委 員	人口の構成比の資料についてだが、少子化が進んでいるのが視覚的にわかるよう構成比で%を入れたら見やすくなるのではないかと。
事務局	見やすくなるよう構成比を追加する。
委 員	29 ページの不登校の部分は何か理由などを把握していれば掲載したらどうか。

委員	自分の子どもが不登校の時のことを考えると、一概に一つの理由とはならずいろいろな要因があるかと思う。しばらく学校に行かないと決めた時は、すごくほっとした様子で、不登校だから単にいけないのではなく、これからのことを考えたり、家での生活をちゃんとしたり、本人にとってより良い居場所作りをしてあげることが重要だと感じている。
委員	民生児童委員のなかでも、過去には学校から不登校の情報をもらうというのがなかなか出来なかったが、最近ではいただける範囲で情報をもらって、そのかわり地域みんなで支えようというように状況も変わってきているように感じる。
会長	文部科学省による不登校の厳密な定義は30日以上欠席であるが、平成28年度以降に何件か親が虐待を隠すために学校に行かせず、結果、児童が死亡してしまう事件があった。この児童虐待の視点からは30日よりも期間を短くして7日以上続けて欠席している児童への調査が令和元年に文部科学省で実施されている。
委員	67 ページ認定こども園の移行について、新設の認定こども園の整備という表現はいらぬのではないかと。定員割れを起こしている幼稚園、保育園があるなかで既存の園が移行する場合はあるとして、市が新設の認定こども園の整備をしていくと誤解が生じる可能性がある。 続いて72 ページの認定こども園の部分で、表に1号が掲載されていないため、次期計画の期間では認定こども園に移行する園があり、1号の児童が在籍する予定があるのだから掲載できないか。
事務局	67 ページの新設の部分は文言を修正する。認定こども園の1号部分の人数であるが、ニーズ調査の量の推計の際に、教育部分を幼稚園部分の1号なのか認定こども園の1号なのかを分けて調査が出来ていないため、分けることが難しい。
委員	認定こども園というものが1号も2号も3号もいる施設だということを保護者の方たちは知らない方もいるので、計画の中で掲載していくべきと考える。
事務局	認定こども園の表の中に1号認定がなく欄外に補足標記があるため、1号認定の欄を補足の標記と合わせて表中に入れることで、認定こども園には1号、2号、3号の児童がいる施設であると認識してもらえるようになるかと提案させていただくかどうか。
会長	本計画は必要に応じて見直すという条件を付けていく中で、今後の計画の見直しの際には数字を計上することを検討してもらいたい。
会長	126 ページであるが、児童福祉法の改正で児童虐待・子育て支援の市町村の責務が明確化された点を盛り込んだ方がよいのではないかと。
事務局	市町村の責務が明確化されたということで必要な文言を修正する。
会長	資料編に子ども・子育て支援法(抜粋)を掲載してもらっているが、児童福祉法の大きな法改正があったので、追加掲載してはどうか。
事務局	児童福祉法および関連法の抜粋の掲載について調整する。
会長	それでは、協議事項(1)第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画の答申書(案)

	について、資料2から資料2-2に示す事務局提案を採用することによろしいか。
委員	異議なし。
会長	続いて、協議事項(2)諮問の内容となるが、事務局から認定こども園の利用定員の設定について説明を求める。
事務局	<p>それでは、(2)認定こども園の利用定員の設定について説明する。</p> <p>諮問の流れだが、本日協議をいただき、一定の方向性が出るようであれば、その内容で次回子ども・子育て会議にて答申をいただきたい。一方、本日で協議がまとまらない場合は、継続協議として次回以降も引き続き協議していただく。</p> <p>答申がまとまった段階で、認定こども園への移行については都に移行に関する上申を行うのだが、その際に子ども・子育て会議の協議結果を参考として付して上申する。</p> <p>今回、認定こども園への移行を希望しているのが、天ヶ瀬町の四恩幼稚園である。資料3にあるとおり保育部分、教育部分でそれぞれ42人、75人の合計117人の利用定員となっている。移行時期としては令和3年4月を予定している。補足資料には周辺地域における人口推計と周辺の幼稚園、保育園の定員と在籍人数を示している。</p> <p>四恩幼稚園の周辺では青梅駅方面にある青梅保育園が定員100人のところ103人、福島学園幼稚園が定員400人のところ105人、日向和田駅方面では日向和田保育園が定員80人のところ63人が在籍している状況である。</p>
委員	3歳児に比べて4歳児が少ない設定になっているので進級の際に減ってしまうのはどうしてか。
委員	申請の際は、現状の人数設定を適用しているものと推測される。
事務局	教育部分の人数については、都や担当者とともに確認して進めていく。
委員	満3歳児の幼稚園部分の子ども教育・保育無償化の対象となるのか。
事務局	満3歳児の教育部分の子は無償化の対象となる。
委員	補足として幼稚園は満3歳になった翌月から、満3歳児クラスとして幼稚園に入ることができる。3号の2歳児が3歳になって1号に変更したいと保護者が申し出た場合に断ることができない。また、幼稚園型認定こども園の場合、1号と2号は一体として保育しなければならない。
委員	青梅駅周辺では、古くなった家が建て替えられたりして住宅の更新がされ、定員100人を満たしているが、日向和田保育園は利用する子どもがどんどん減少しており、利用定員を下げても定員を満たしていない状況である。
委員	過去に比べて女性の就労が進んでおり、いわゆる専業主婦という方が少なくなっている。そのような状況のなか定員の3割ほどの在籍しかないという幼稚園の状況も致し方ない。そうすると廃園になるか、生き残っていくには対象者を広げて保育部分の認定こども園への移行ということになるし、逆に地方では保育園が1号を受け入れる認定こども園へ移行する流れにある。ただ、幼稚園側も単

	に保育部分を増やすだけでなく、1号部分の受入れは減らして2、3号を増やしていくということをしているので、幼稚園側の状況も御理解いただきたい。
委員	認定こども園になった場合に、2、3号の子どもは何時間預かるようになるのか。
委員	保育園と同じく11時間の預かりが基本となる。
委員	保育園も地域の特性を活かして、いろいろな手を打って児童を増やすよう対策を取っているが定員割れの園が多い状況である。しかし幼稚園も330人の定員のところの在籍が100人ということで、反対はできないのではと考える。
委員	四恩幼稚園は伝統のある幼稚園で辞めないで続けていってほしいと考えている。ただ、保育園の定員割れの状況というのも認識してほしい。 人数設定としては、0歳児3人で、1歳児3人としているため育休明けで1歳児の入園を希望する保護者が多く、周辺の園に配慮されたのかなという事が伺える。
委員	0歳児～2歳児までは配置にかかる職員数も多くなるので、そのあたりの職員配置も考慮されたのではないかと。
委員	保護者からの目線とすると、1歳児から入所できるよう枠を増やしてあげることも検討していただきたい。
委員	認可する際に、子どもの在籍がなくても定員のとおり職員配置は満たさなければならぬため、そのあたりも考慮したのかかもしれない。
会長	本会議で出た意見で、1歳児の定員設定については、園の職員配置等のこともあるため付帯意見を付すという方向でどうか。
委員	この地図上の周辺状況を見ると、定員に満たない園もあるため、子どもの取り合いになるという状況も予測されるが、選択肢が広がるという点では保護者としては良いのではないかと。
委員	この地図で見ても園が過密に配置されているような状況でもないかと思う。また、青梅駅周辺が活性化していくためにも受け皿として用意しておくという観点からも必要ではないか。
委員	園が生き延びていくために、認定こども園への移行という選択肢を選んだというのは支援していくべきではないか。
委員	保護者に対して、選択肢が増えることが周知やPRできるとよい。
委員	幼稚園が0歳を受け入れるというのは、まだまだ知らせていないのではないかと。四恩幼稚園としてもPRに力を入れてほしい。
委員	認定こども園への移行という方向性は賛成である。いろいろな状況があるかと思うが、1歳児の受け入れが多くなると保護者はありがたいのではないかと。
会長	委員から意見が出たようだが、委員の意見を集約すると、幾つかの条件が必要としつつも、おおむね賛成と言う意見が多いため、どのような付帯条件を付けるか意見を改めて整理すると、1歳児の受け入れ枠について検討いただきたいということ、選択肢が増えたということをして市や園が周知・PR方法について留意する

	こと、人口が少ない地域であり周辺の保育園の状況が厳しいということを考慮することが必要ということ。これらの付帯条件を付して本件は原案どおり、認定こども園へ移行および定数の変更を本会議として認めるということによろしいか。
委員	異議なし。
会長	他に付帯意見として意見はあるか。
委員	1歳児の受け入れを考慮するのであれば、開設2年目の状況を見て1歳児の枠を増やすことを検討してもらっても良いのではないか
会長	それでは委員の意見も付帯意見として追加することとする。
会長	その他について、事務局から何かあるか。
事務局	<p>令和2年度予算の編成過程ではあるが、来年度予算に計上している事項について、お知らせする。まだ、予算編成中で議決は3月議会のため変更の可能性もあるが、担当課としては、来年度の事業として実施していきたいと考えている。</p> <p>はじめに民設民営の学童保育所の施設整備であるが、令和2年度に施設整備を行い令和3年度に開所を予定している。場所は若草小学校区域で、若草小、新町小、霞台小それぞれの間ほどに位置する場所であり、この地域は例年待機児童が数十人規模で発生している地域のため、令和3年度に開設した際には、待機児童の解消に大きく寄与するものと考えている。</p> <p>次に病児保育についてであるが、市内では病後児保育を1園で実施してきたところだが、病児保育については実施しておらず懸案事項であった。このたび保育所併設型として令和2年度中の開所に向けて事業所と協議をしている状況である。</p>
会長	それでは、次回会議を2月6日(木)、場所は2階災害対策本部室として、令和元年度第6回青梅市子ども・子育て会議を閉会する。

会議録を確認したことをここに署名する。

令和2年 月 日